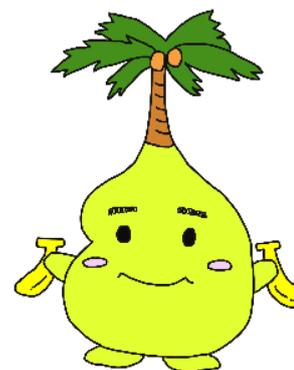


《 学 校 要 覧 》



I. 学校概要

1. 学校の概要

名称：台中日本人学校(台中市日僑學校)

2. 沿革

昭和 51 年，台中日本語補習学校に始まり，台北日本人学校台中分校として日本政府から認可される。昭和 52 年，中華民国教育部から台中市日僑學校として認可される。昭和 55 年，台北日本人学校台中分校から独立し台中日本人学校となる。昭和 56 年，台中市内より台中縣大平郷坪林村に移転し，台中縣日僑學校となる。

平成 11 年 9 月 21 日，台湾大地震による校舎損壊のため市内エンジェル幼稚園を借用，平成 12 年 4 月から現在地の仮校舎に，平成 13 年 2 月から新校舎に移転する。台中市，台中縣の合併により平成 24 年 4 月から現地学校名を台中市日僑學校に変更する。

II. 学校経営

1. 教育の目的

本校は，台中市並びにその周辺に居住している日本人の子どもに，日本国憲法，教育基本法及び学校教育法に示されている教育の目的・方針に従い，生きる力を育むとともに，国際性を醸成し，心豊かで心身ともに健全な子どもの育成を図ることを目的とする。

2. 教育目標

「生きる力と国際性を身につけた 心身ともに健全な子どもの育成」

3. 本年度の重点

- (1) あいさつ世界一の学校を創ろう。
- (2) 学力向上に取り組もう。主体的・対話的で深い学び。
- (3) 一人一人にあった教育・指導を組織で進めよう。
- (4) 群れて遊べる子どもを育てよう。

4. 職員構成

常 勤：文科省派遣教員 16 名，現地採用教員 4 名，事務員 2 名，用務員(契約) 1 名，特別支援員 1 名，警備(契約) 2 名 計 26 名

非常勤：英会話講師 1 名，中国語講師 1 名，他に短期で剣道講師，水泳講師

5. 児童・生徒数

	小学部								中学部					全校
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	やしのみ	計	1年	2年	3年	やしのみ	計	計
男	7	7	11	7	11	8	1	52	3	6	8		17	69
女	5	17	9	8	4	3	1	47	6	6	4	1	17	64
計	12	24	20	15	15	11		99	9	12	12		34	133

6. 使用教科書名

教科	小学部	中学部	発行所
国語・書写	国語・書写	国語・中学書写	光村図書
社会	新しい社会	新編 新しい社会 地/歴/公	帝国書院／東京書籍
地 図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	中学校社会科地図	帝国書院
算数・数学	新しい算数	未来へひろがる数学	東京書籍／啓林館
理 科	たのしい理科	未来にひろがる サイエンス	大日本図書／東京書籍
生 活	あたらしいせいかつ		東京書籍
音 楽	小学生の音楽	中学生の音楽 中学生の器楽	教育芸術社
図工・美術	図画工作	美術	日本文教出版
保健体育	新しい保健	新中学保健体育	東京書籍
技術・家庭	わたしたちの家庭科	技術・家庭 技/家	開隆堂／東京書籍
英 語	New Horizon English Course. Picture Dictionary	New Horizon English Course	東京書籍
道 徳	道徳	新しい道徳	光村図書／東京書籍

《日本からの編入時の注意》

- ・編入時期がわかり次第、早く学校へ連絡すること。日本からの編入学書類は、国内同様に作成してもらい、持参すること。
- ・出国前、必ず海外子女教育振興財団により教科書の給付を受ける。

【海外子女教育振興財団】

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 6F

TEL (03)-4330-1348

III. 必要経費に関する細則

本校に在籍する者は下記の費用を支払わなければならない。

1. 入学時

- (1) 入学金 NT\$10,000 (児童生徒一人につき)
- (2) 特別入学金 NT\$30,000
(児童生徒一人につき法人として認可された子どもについては、これを免除する。)

2. 集金時

- (3) 授業料 NT\$7,000 (年間 NT\$84,000) 2ヶ月ごとに徴収
 - (4) 施設利用料 NT\$1,000 (年間 NT\$12,000) //
 - (5) バス利用料 NT\$2,600 (年間 NT\$26,400) //
- (バス利用者数により変動あり)

3. その他

(5) P T V会費 年間 NT\$480

在籍している子どもの保護者は、本校の P T V 会員として、子ども一人につき年額 480 元（最高 2 人分 960 元）の P T V 会費を支払う。

IV. スクールバス規則（抜粋）

第1条 本会を「台中日本人学校バス委員会」とする。

第2条 本規則は「児童生徒の登下校の送迎は、保護者の責任で行う」という原則のもとに、台中日本人学校が利用する通学バスの運行について定め、児童生徒の安全及びバスの円滑な運行を図ることを目的とする。

第11条 バス路線は年度当初に決められた基本路線を原則として変更しない。

第12条 バス停留所はバス委員会が決定する。バス停及びバス路線は原則として登下校とも同一場所とするが諸々の事情により変更される場合がある。その場合はその都度変更する。

第13条 緊急時のバス遅延及び路線変更等については、本会が適宜連絡する。

第14条 通学バス運行に関し発生する事故、その他の損害、傷害等について、本会・学校は一切責任を負わない。ただし、通学バス運行に関し発生する事故、その他の損害・傷害等につき日本人学校運営委員会は委員の属する法人の協力を得て、関係機構の適用法令あるいは附保条項を賠償の根拠とし、乗客保険会社とともに求償交渉等にあたる。

第15条 1 利用者は利用に先立ち、「バス利用申込書兼誓約書」を提出する。

2 バス利用を停止する場合は事前に「バス利用中止願」を提出する。

第16条 バス利用者は月額料金を所定の銀行へ払い込まなければならない。ただし、編入学により、利用開始日が 16 日以降の場合は半額とする。

第17条 バス停までの送迎については保護者が全責任をもって行うこと。

第18条 利用者は定められた利用心得を守ること。

第19条 保護者及び教職員は、バス委員会が認めた場合に限り通学バスを利用できる。

第20条 緊急時においては関係者が密接な連携の下に対処するので、指示を受けてから行動する。

第21条 次の場合にはバス利用を中止させることがある。

1 保護者が本会で決議したことに同意できない場合。

2 利用者が本規定を守れない場合。

第22条 ウェイティングシステムは、年度途中に通学バスの利用者が定員を超えた場合に導入される。

V. P T V 会則（抜粋）

第1条 本会は、「台中日本人学校 P T V」と称し、事務局を同校に置く。

第2条 児童生徒の福祉の向上と心身の健全な発達を図る。

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

(1) 児童生徒の教育並びに心身の健全な発達を図るため、保護者と教職員と地域社会との協力を促進する。

(2) 児童生徒の教育並びに福祉のために協力する。

(3) 学校の教育環境の整備を図る。

(4) 国際親善に努める。

(5) 必要に応じて学校財政支援のための措置を取る。

第4条 本会は、その目的を達成するため、原則としてボランティアをもって次の活動を行う。

(1) 学校・家庭・社会の緊密な連携を図るために必要な活動

(2) 児童生徒の生活指導並びに文化活動に必要な活動

(3) 学校の教育環境の整備を図るために必要な活動

- (4) 児童生徒の健康その他福祉一般に関する活動
- (5) 会員相互の教育及び文化研究並びに親睦に必要な活動
- (6) その他、本会の目的に必要な活動

第5条 学校に在籍する児童生徒の保護者と教職員からなる。

第6条 必要な経費には、会費・寄付金及びその他の収入をあてる。

第7条 会費は教職員と児童生徒一人を単位にした額を徴収し、上限を設けることができる。